

## 森林法の一部を改正する法律案（概要）について

平成16年3月  
林 野 庁**1. 趣旨**

森林の有する多面的機能の持続的発揮を図り、また、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進していく観点から、健全な森林の整備、保安林の適切な管理・保全、国民参加の森林づくり等の施策を総合的に推進するための措置を講ずる。

**2. 法案の内容****(1) 要間伐森林制度の改善**

間伐等の施業が適正に行われていない要間伐森林について、健全な森林整備を推進するため、以下の措置を講ずる。

- ① 森林所有者等が施業の勧告に応じない場合に、権利移転等のほか施業委託についても協議すべき旨を勧告できるよう措置
- ② 権利移転等の協議を経て、都道府県知事の調停によっても応じない場合の措置である分収育林契約の締結に係る裁定制度の発動要件を緩和

**(2) 特定保安林制度の恒久化**

保安林についてその現況を保全するための措置と併せて適切な施業を確保するための措置を講じることにより、保安林の一層の機能維持を図るため、以下の措置を講ずる。

- ① 機能が低下した保安林を特定保安林として指定
- ② 特定保安林のうち早急な施業を必要とする要整備森林について実施すべき施業の方法等を地域森林計画で明示
- ③ 要整備森林に係る施業の勧告、権利移転等についての協議の勧告
- ④ 上記のこれまで保安林整備臨時措置法において講じられていた措置のほか、③の勧告によっても施業が行われず、保安施設事業を行う場合の実施手続の簡素化を措置

**(3) 施業実施協定制度的拡充**

森林施業を自主的に行う者の取組を助長するため、以下の措置を講ずる。

- ① 森林ボランティア活動を行っている特定非営利活動法人等と森林所有者等とが締結する施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設
- ② 事後に当該協定の対象森林の森林所有者等となった者に対する協定の承継効を措置

**(4) その他**

- ① 林業普及指導体制の見直しを行い、林業専門技術員と林業改良指導員の資格を一元化する等の措置を講ずる。
- ② その他所要の規定の整備を行う。

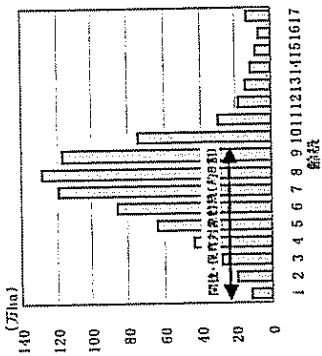
**3. 施行期日**

この法律は、平成16年4月1日（ただし、普及指導事業関係は、平成17年4月1日）から施行する。

# 森林法の一部を改正する法律案について

## 【現状と課題】

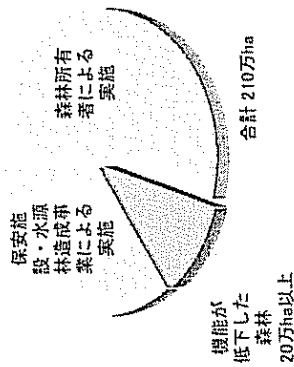
間伐・保育対象年齢の  
民有人工林が約8割を占  
め、間伐等の施業が適正  
に行われるような条件整  
備が急務



※年齢は、林齢を5年幅にくくったもの

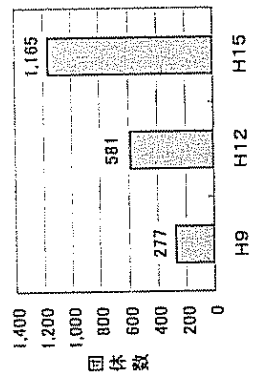
十分な施業がなされず  
機能が低下した保安林が  
相当量あり、指定の目的  
に即した機能の確保が必  
要

民有保安林(人工林)の森林整備状況(推計)



機能が低下した  
森林  
20万ha以上

森林ボランティア団体の  
急増に対応し、活動場  
所の確保、施業の確実な  
実施の確保等の条件整備  
が必要



## 【措置】

● 要間伐森林制度の改善  
間伐等の施業が適正に行われ  
ていない森林の施業確保のため  
の措置を改善  
・協議勧告の対象に権利移転等のほ  
か施業委託を追加  
・施業代行の裁定要件を緩和

● 特定保安林制度の恒久化  
機能が低下した保安林におけ  
る施業確保のための措置を森林  
法に規定  
〔施業の勧告等に加え、施業が行わ  
れず、保安施設事業を実施する場合  
の手続の簡素化を拡充して保安林整  
備臨時措置法から移行〕

● 施業実施協定制度の拡充  
NPO法人等と森林所有者等  
が締結する施業実施に関する協  
定について市町村長が認可する  
制度を創設

※このほか、林業普及指導事業について  
見直し(林業専門技術員・林業改良指導  
員の一元化)

## 【効果】

○ 健全な森林の整備  
施業の適正な実施によ  
る健全な森林の育成

○ 保安林の適切な管理・  
保全等の推進  
伐採の規制等の措置と  
併せて講ずることによる  
指定目的に即した保安林  
の機能の確保

○ 国民参加の森林づくり  
森林の整備を国民全体  
で担うという意識の醸成

○ 木材・木質バイオマス  
利用の推進

地球温暖化防止  
森林吸収源10力  
年対策の4本柱